

出題の意図

(行政法)

大学院社会文化科学教育部

博士前期課程一般入試（令和 8 年度）

第一期募集

法政・紛争解決学専攻法政・紛争解決学研究コース

問 1

本問は、例えば、最判昭和 60 年 1 月 22 日民集 39 巻 1 号 1 頁（いわゆる「旅券発給拒否処分理由付記事件」）や最判平成 23 年 6 月 7 日民集 65 巻 4 号 2081 頁（いわゆる「一級建築士免許取消事件」）を踏まえて、行政手続における理由の提示の意義、理由の提示の程度に関する基本要素、そして、審査基準に基づく処分の場合に理由をどの範囲まで示す必要があるか等を問うものである。それによって、判例の趣旨やその射程を適切に把握したうえで行政手続法上の基本的な条文を理解しているかといった、受験者の専門知識の理解度を評価する。

問 2

本問は、行政事件訴訟法 9 条 1 項の定める「法律上の利益」に関する議論と、同条 2 項がいかなる場合に判断基準として機能するかを問うものである。それによって、当該条文の体系的位置付けを踏まえて関連する判例・学説を適切に説明できるかといった、受験者の法律条文の基本的理解度と専門知識の深度を評価する。